

期限表示設定のガイドライン策定検討について

平成 16 年 2 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
農林水産省消費・安全局表示・規格課

○ 目的

現在の食品衛生法の規制では、賞味期限等の期限表示の設定に当たっては「微生物試験、理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行うべきである」とされている。このため、厚生労働省と農林水産省の共同で食品全般に共通の客観的統一的な期限表示の設定方法について検討し、本年末を目途にガイドライン案を策定する。

○ 検討内容

- ・ 食品業界が独自に作成した期限表示設定の自主基準の収集及びその内容についてのヒアリング
- ・ 諸外国における期限表示設定の根拠の調査
- ・ 食品全般におけるガイドライン案の作成

○ 食品衛生学、化学、微生物学の専門家、期限表示の設定経験を有する者（業界関係者）等からなる検討班の構成

座長	米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山本	茂貴	〃
工藤由起子		食品衛生管理部長
穂山 浩	〃	衛生微生物部研究官
堀口 逸子	順天堂大学公衆衛生学部助手	食品部第 3 室長
門間 裕	食品産業センター企画調査部長	
大木 晃夫	農林水産消費技術センター表示指導課長	

○ 今後の予定

上記の検討班は、3 月 1 日 14 時から第 1 回会合を予定している。